

【違反点数の付与による処分の具体例】

【違反行為】

排水設備の計画の確認がなされていない排水設備工事の施行(無届工事)

【付与される違反点数】

35点(詳細な基準については別紙参照)

【事例】

- ・無届工事を複数回行ってしまった場合の違反点数の付与と処分については、下図のような取扱いになります。
- ・違反行為が行われた時点によって、違反点数や処分の取扱いが異なりますのでご注意ください。
- ・違反点数は、次のいずれかに該当したときは消滅します。

- (1) 違反点数を付された日以降、新たな違反点数の付加がなく2年を経過したとき。
- (2) 指定または登録の取消しを受けたとき。

